

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	日本ファルコム株式会社
【英訳名】	NIHON FALCOM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 季洋
【本店の所在の場所】	東京都立川市曙町二丁目8番18号
【電話番号】	042(527)0555
【事務連絡者氏名】	取締役 阿部 敬史
【最寄りの連絡場所】	東京都立川市曙町二丁目8番18号
【電話番号】	042(527)0555
【事務連絡者氏名】	取締役 阿部 敬史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高(千円)	128,863	295,762	1,214,997
経常利益(は経常損失)(千円)	52,443	89,166	289,142
四半期(当期)純利益(は四半期純損失)(千円)	30,198	58,208	159,737
持分法を適用した場合の投資利益(千円)			
資本金(千円)	162,530	162,530	162,530
発行済株式総数(株)	102,000	102,000	102,000
純資産額(千円)	1,469,387	1,666,532	1,659,323
総資産額(千円)	1,553,796	1,775,682	1,996,240
1株当たり純資産額(円)	14,405.76	16,338.55	16,267.88
1株当たり四半期(当期)純利益金額(は四半期純損失)(円)	296.06	570.67	1,566.06
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)		567.11	1,566.20
1株当たり配当額(円)			500
自己資本比率(%)	94.6	93.9	83.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	146,496	281,595	181,845
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,150	63	2,805
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	26,699	42,623	30,225
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	1,298,708	1,567,783	1,328,874
従業員数(人)	51	47	48

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第9期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数につきましては、就業人員であります。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	47
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社は研究開発事業を主体とする会社であり、生産設備を保有していないため、該当事項はありません。

(2)受注状況

当社は受注による生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3)販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
製品部門(千円)	228,011	123.8
ライセンス部門(千円)	67,750	151.1
合計(千円)	295,762	129.5

(注)1. 主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	62,647	48.6	181,415	61.3
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント			30,106	10.2
ソフトバンクBB株式会社	17,520	13.6		

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第1四半期会計期間の株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント及び、当第1四半期会計期間のソフトバンクBB株式会社については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当社はコンテンツメーカーとして、オリジナリティあふれるゲームコンテンツ及びサービスの創出を行い、その魅力を様々な分野・プラットフォームを通じて世界中のお客様にお伝えすることに努めております。

当第1四半期会計期間の製品部門におきましては、平成22年9月30日にプレイステーションポータブル（以下「PSP」という。）向けに発売した「英雄伝説 零の軌跡」が根強い人気により販売数を伸ばしました。この「英雄伝説 零の軌跡」は株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントが主催する「プレイステーション®アワード 2010」においてユーザーにより選出される「ユーザーズチョイス賞」を受賞しました。現在も口コミなどでさらに広まりをみせており、この累計販売本数が100万本を突破した「軌跡」シリーズは今後更なる期待がもてるメジャーシリーズとなりました。

また、ロングセラー中の「空の軌跡」シリーズの全3部作「英雄伝説 空の軌跡FC」、「英雄伝説 空の軌跡SC」、「英雄伝説 空の軌跡the3rd」を「PSP® the Best」シリーズとして発売しました。その他、「イース ナビシュテムの匣」、「イースフェルガナの誓い」、「イースオリジン」、「ザナドゥNEXT」、をWindows7対応版として発売しました。

その結果、製品部門の当第1四半期会計期間の売上高は228百万円（前年同期比123.8%増）となりました。

ライセンス部門におきましては、携帯電話機向けのライセンス及び海外へのライセンス、各種グッズなどが堅調に推移しました。

その結果、ライセンス部門の当第1四半期会計期間の売上高は67百万円（前年同期比151.1%増）となりました。

それらの結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高は295百万円（前年同期比129.5%増）、営業利益は88百万円（前年同期は営業損失53百万円）、経常利益は89百万円（前年同期は経常損失52百万円）、四半期純利益は58百万円（前年同期は四半期純損失30百万円）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して238百万円増加し、1,567百万円となりました。各キャッシュ・フローの主な状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は281百万円（前年同期は146百万円の増加）となりました。これは主として、税引前四半期純利益を91百万円計上したこと及び売上債権の減少439百万円による資金増があったものの、法人税等の支払額が115百万円あったこと、仕入債務が98百万円減少したこと、未払消費税が17百万円減少したためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は63千円（前年同期は1百万円の減少）となりました。これは敷金保証金の差入による支出63千円があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は42百万円（前年同期は26百万円の減少）となりました。これは配当金の支払いによる支出が42百万円あったためであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、74百万円であります。なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前事業年度末において計画した重要な設備の新設、除却等はありません。また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	348,000
計	348,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	102,000	102,000	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	102,000	102,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日から当四半期報告書の提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権の状況は以下のとおりであります。

(平成14年4月18日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000
新株予約権の行使期間	自平成16年4月19日 至平成24年4月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位になければならない。権利者の新株予約権の相続はできない。 その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は50株です。

2. 新株予約権の目的となる株式の数につきましては、株式の分割又は併合が行われる場合には次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)が行われる場合には次の算式により調整されます。

$$\begin{aligned} & \text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額} \\ \text{調整後株式数} & = \frac{\quad}{\text{調整後行使価額}} \end{aligned}$$

なお調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

3. 新株予約権の行使時の払込金額につきましては、株式の分割又は併合が行われる場合には次の算式により調整されます。

$$\begin{aligned} & 1 \\ \text{調整後払込金額} & = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \end{aligned}$$

また調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)が行われる場合には次の算式により調整されます。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{調整前払込金額} \\ \text{調整後払込金額} & = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

なお調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てます。

4. 新株予約権の行使時の払込金額は1株当たりの金額を記載しております。

5. 新株予約権の喪失について

被付与者は、次の各号に定める場合には会社に対する新株予約権を喪失するものとします。

- (1) 自己都合により会社を退職したとき。但し、役員への就任を除く。
- (2) 禁固以上の刑に処せられたとき。もしくは当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けたとき。
- (3) 書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。
- (4) 上記のほか、細目等については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

6. 平成14年8月1日付けの株式分割(1:5)、平成16年5月20日付けの株式分割(1:2)及び平成17年8月19日付けの株式分割(1:5)により、数値の調整を行っております。

(平成16年12月16日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54,600
新株予約権の行使期間	自平成17年1月28日 至平成25年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54,600 資本組入額 27,300
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても当社の取締役、または従業員の地位にあることを条件とする。 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は5株であります。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。払込価額は、新株予約権発行日(以下、「発行日」という。)の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)の金額であります。

なお、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整します。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{1} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \text{調整前払込金額} \\ \text{調整後払込金額} = & \text{調整前払込金額} \times \\ & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとします。

4. 新株予約権の行使時の払込金額は1株当たりの金額を記載しております。

5. 新株予約権の喪失について

被付与者は、次の各号に定める場合には会社に対する新株予約権を喪失するものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合

(2) 被付与者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は当該新株予約権を放棄した場合

6. 平成17年8月19日付けの株式分割（1：5）により、数値の調整を行っております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		102,000		162,530		317,763

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等なく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 102,000	102,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	102,000		
総株主の議決権		102,000	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月
最高(円)	23,000	22,390	20,500
最低(円)	19,650	18,620	19,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、また、当第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,567,783	1,328,874
売掛金	71,844	510,974
製品	1,984	2,198
原材料	6,815	7,732
その他	32,025	47,092
貸倒引当金	763	3,236
流動資産合計	1,679,690	1,893,636
固定資産		
有形固定資産	15,040	16,277
無形固定資産	9,225	9,887
投資その他の資産	71,725	76,438
固定資産合計	95,991	102,603
資産合計	1,775,682	1,996,240
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,528	119,212
未払法人税等	12,578	118,235
賞与引当金	4,500	17,250
その他	71,542	82,219
流動負債合計	109,149	336,916
負債合計	109,149	336,916
純資産の部		
株主資本		
資本金	162,530	162,530
資本剰余金	317,763	317,763
利益剰余金	1,186,239	1,179,030
株主資本合計	1,666,532	1,659,323
純資産合計	1,666,532	1,659,323
負債純資産合計	1,775,682	1,996,240

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	128,863	295,762
売上原価	47,364	72,773
売上総利益	81,498	222,988
販売費及び一般管理費	135,082	134,880
営業利益又は営業損失 ()	53,583	88,108
営業外収益		
未払配当金除斥益	1,139	1,058
営業外収益合計	1,139	1,058
経常利益又は経常損失 ()	52,443	89,166
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,779	2,473
特別利益合計	1,779	2,473
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	526
特別損失合計	-	526
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	50,664	91,113
法人税、住民税及び事業税	132	12,747
法人税等調整額	20,598	20,157
法人税等合計	20,466	32,905
四半期純利益又は四半期純損失 ()	30,198	58,208

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	50,664	91,113
減価償却費	4,999	1,898
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,779	2,473
賞与引当金の増減額(は減少)	10,350	12,750
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	526
売上債権の増減額(は増加)	315,935	439,130
たな卸資産の増減額(は増加)	2,070	1,130
その他の資産の増減額(は増加)	1,211	839
仕入債務の増減額(は減少)	55,748	98,683
未払金の増減額(は減少)	33,571	7,958
未払消費税等の増減額(は減少)	8,759	17,772
その他の負債の増減額(は減少)	1,476	4,126
小計	160,678	397,448
法人税等の支払額	14,181	115,853
営業活動によるキャッシュ・フロー	146,496	281,595
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,150	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	63
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,150	63
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	26,699	42,623
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,699	42,623
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	118,647	238,908
現金及び現金同等物の期首残高	1,180,060	1,328,874
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,298,708	1,567,783

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ83千円減少し、税引前四半期純利益は609千円減少しております。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 27,766千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 26,529千円
2 資産の額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 11,883千円	2 資産の額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 11,883千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 75,090千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 74,223千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の第1四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の第1四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金 1,298,708	現金及び預金 1,567,783
現金及び現金同等物 1,298,708	現金及び現金同等物 1,567,783

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 102,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月21日 定時株主総会	普通株式	51,000	500	平成22年9月30日	平成22年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゲーム開発・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 16,338.55円	1株当たり純資産額 16,267.88円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 296.06円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 570.67円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 567.11円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	30,198	58,208
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	30,198	58,208
期中平均株式数(株)	102,000	102,000
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(円)		
普通株式増加数(株)		641
(うち新株予約権)	()	(641)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

日本ファルコム株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川野 佳範 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古藤 智弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ファルコム株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本ファルコム株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

日本ファルコム株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 古藤 智弘 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ファルコム株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本ファルコム株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。